

記入例 (表)

別紙 簡易な収入(所得)見込額の申立書 [家計急変世帯]

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。
黒いボールペンなどの消えないペンで記入してください。消せるボールペンでは記入しないでください。

① 収入減少理由の確認 下記を確認の上、チェック をしてください。

あ 私の世帯は予期せず家計が急変し、収入が減少しました。

② 世帯状況の確認 申請時点の世帯員全員についてご記入ください。

フリガナ 氏名	世帯主 との続柄	左親の者が 扶養して いる人数 (1)	障害者控除 等の適用 (2)	収入が 減少した月 (3)	収入が減少した月の1か月分の収入(4)			年収換算額 (5) 円	非課税相当 収入限度額 (6) 円
					給与収入 [A] 円	事業収入 または 不動産収入 [B] 円	年金収入 [C] 円		
1 セタガヤ タロウ 世田谷 太郎 1957年1月2日	世帯主	1	障害者控除 等適用あり	令和4年 1月	30,000		80,000	1,320,000	1,560,000
2 セタガヤ ハナコ 世田谷 花子 1963年2月2日	妻	2	障害者控除 等適用あり	令和4年 1月	20,000	250,000	110,000	3,240,000	2,057,000
3 セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎 1987年6月1日	子	1	障害者控除 等適用あり	令和4年 2月	120,000			1,440,000	2,043,000
4 セタガヤ ハルコ 世田谷 春子 1988年12月10日	子の妻	0	障害者控除 等適用あり	令和4年 2月			0	0	1,000,000
5 セタガヤ ジュン 世田谷 順 2011年5月31日	子の子		障害者控除 等適用あり						

⑤>⑥のため、年収換算額で申請可能です

⑤>⑥のため、年収換算額で申請不可
裏面の記入が必要です

収入が減少した月③の収入がわかる書類のコピーを忘れずに添付してください。

あ 該当する場合は□にチェック () を入れてください。 が無い場合は受給できません。(予期せず家計が急変した場合が対象です。当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は、本給付金の対象とはなりません。)

い 世帯全員の状況について、下記の [] 中の**記入上の注意**を参照し、記入してください。令和4年度課税者については、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主との続柄、①~⑥について全て記入し、令和4年度非課税者については、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主との続柄のみ記入してください。

え この方が扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載します。

え 下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認します。

お **え** で確認した額を⑥欄に記入してください。

か 非課税相当収入限度額(⑥欄)と年収換算額(⑤欄)を比較して、⑤欄のほうが低ければ非課税相当と判定です。(裏面は記入不要)

き 非課税相当収入限度額(⑥欄)と年収換算額(⑤欄)を比較して、⑤欄のほうが高い場合は、所得による申立が必要です。(裏面を記入)

記入上の注意

- 左親の者が扶養している人数(□)には、世帯/別居にかかわらず左親の者が扶養している親族の数を記入してください(扶養している人数)
- [障害者控除等の適用]欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック してください。
- 収入が減少した月(□)欄には、住民税非課税相当の収入であった。令和4年1月以降の任意の1か月の年用を記入してください。
- 収入が減少した月の1か月分の収入(□)欄には、住民税非課税相当の収入であった。令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入[A]	事業収入または不動産収入[B]	年金収入[C]
※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額(総支払額)が分かる書類のコピーをご提出ください。	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※領収書などの収入額が分かる書類のコピーをご提出ください。	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額決定通知書、年金原込通知書などの支払額がわかる書類のコピーをご提出ください。 ※申立月(収入が減少した月)の収入が年金収入のみの方は、家計参加前にあった「年金収入以外の収入」が途切れた期間・経緯が分かる資料が必要です。

⑤「年収換算額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑥「非課税相当収入限度額」欄には、左欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額⑥
単身または扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円*

*これを超過する場合は、上記の増扶養者の人数に応じた区分を適用

年収換算額が非課税相当収入限度額を超えてしまい、所得で申立てをする方は、引き続き裏面をご記入ください

給与収入の記入の仕方

総支給額 - 非課税収入額(通勤手当・傷病手当等) = 給与収入額 [A]
下記の場合、125,500円 - 5,500円 = 120,000円
※手取り額ではありません

〇〇株式会社 2022年×月分	給与支給明細書						社員番号: 氏名:
勤怠	出勤日数 14	残業日数 5					総支給額 125,500
支給	基本給 112,000	職務手当	通勤手当 5,500	時間外手当 8,000	家族手当	資格手当	
控除	健康保険 8,000	厚生年金	雇用保険 3,000	介護保険 2,000	所得税	住民税	控除合計額 13,000
	基本給						差引支給額 112,500

記入例 (裏)

⑤ 表面の⑤年収換算額では、⑥非課税相当収入限度額を超えてしまう方の状況について、下記の①～④の中の記入上の注意を参照し、記入してください。
(年収換算額により申請する方は記入不要)

⑥ 表面の⑤欄の年収換算額を転記してください。

⑦ 各欄に該当する控除額を記入してください。

⑧ 下の非課税相当所得限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を確認してください。

⑨ ⑧で確認した額を⑩欄にご記入ください。

⑪ 年間所得見込額を計算してください。

⑫ 年間所得見込額 = [⑤年収換算額 - ⑩控除合計 (⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金等控除)] の額が⑬の額を下回れば支給対象です。

③ 所得による申立て

所得により申立てをする世帯員について記入してください。
(※収入の申立てにより非課税相当収入限度額を下回る世帯員は記入不要です。)

フリガナ	収入		控除			所得見込		
	氏名	年収換算額 ⑤	給与所得 控除額 ⑦	事業収入等 の経費 ⑧	公的年金等 控除 ⑨	控除合計 (⑦+⑧+⑨) ⑩	年間所得見込額 (⑤-⑩) ⑪	非課税相当 所得限度額 ⑬
セタガヤ ハナコ	世田谷 花子	3,240,000	240,000	1,800,000		2,040,000	1,200,000	1,360,000

⑪ ≤ ⑬のため、
年間所得見込額で申請可能です

記入上の注意

⑤「年収換算額」欄には、表面の年収換算額(⑤欄)の額を転記して下さい。
⑦「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・給与収入の年収換算額が55万円以下 → 給与収入分の全額
- ・給与収入の年収換算額が55万円超162.5万円以下 → 55万円
- ・給与収入の年収換算額が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ・給与収入の年収換算額が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ・給与収入の年収換算額が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑧「事業収入等の経費」
・事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額(表面の「収入が減少した月」(注)と同じ月の経費×12)をご記入ください。
・借簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑨「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方)
公的年金等収入分 → 控除額
: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
: 60万円超130万円未満 → 60万円
: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方)
公的年金等収入分 → 控除額
: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
: 110万円超330万円未満 → 110万円
: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑩「控除合計」欄には、控除の合計(⑦+⑧+⑨)を記入してください。

⑪「年間所得見込額」欄には、⑤「年収換算額」から⑩「控除合計」を引いた金額を記入してください。

⑬「非課税相当所得限度額」欄には、表面②「世帯員」欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額⑬
単身または扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円 [△]

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用